

## 最低賃金の改定について

新型コロナウイルスの流行以降、多くの企業が奮闘する中、厚生労働省の中央最低賃金審議会は7月14日、2021年度の最低賃金を「都道府県に関係なく、一律28円引き上げ（平均時給が930円）」することを決定しました。今年も10月から全国の最低賃金が改定される見込みです。平成29年に発表された「毎年3%程度を目途として、全国平均1,000円を目指して」に従い、今後も最低賃金が増加していく予定です。今一度、最低賃金について確認しましょう。

### ①なぜ今！コロナ禍で28円も上げるのか

多くの企業経営者から「なぜ今なのか？」と質問を受けることが多くあります。2021年の上げ幅（予定）は3.1%で過去20年間では最大の伸び率です。7月14日、加藤勝信官房長官は「新型コロナウイルス禍でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取り組みも参考にして、より早期に全国加重平均1,000円とすることをめざす」「中小企業や小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が不可欠だ。また支援強化、下請取引の適正化を進めていきたい」と説明しました。このような経緯が今回の引き上げの要因となっております。

### ②最低賃金とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低を定め、**使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度**です。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、法律によって無効とされます。したがって、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には最低賃金額との差額を支払わなければなりません。**最低賃金額以上を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰則）**が定められています。

※例外的に、管轄の労働基準監督署へ最低賃金の除外申請をすることで免除できる制度もあります。

### ③最低賃金の適用される労働者の範囲

地域別最低賃金は、産業や職種に関わりなく、都道府県内の**事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用**されます。（パートタイマー、アルバイト、臨時社員、嘱託社員などの雇用形態の如何を問わず、全ての労働者に適用されます。）派遣労働者については、派遣先地域の最低賃金が適用されます。

### ④最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を**除外したものが最低賃金の対象**となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚祝金等の労務の対価にならないもの）
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる臨時の賃金（賞与など）
- (3) 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金（定額時間外手当等のみなし残業）
- (4) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当（基準が曖昧で一律に支給されるものは最低賃金に含んで計算します）

### ⑤令和3年度最低賃金の改正について

各都道府県の引上げ額の目安について、中央最低賃金審議会から発表がありました。（令和3年7月14日）

令和3年 各都道府県最低賃金（見込み）			
北海道	889	滋賀	896
青森	821	京都	937
岩手	821	大阪	992
宮城	853	兵庫	928
秋田	820	奈良	866
山形	821	和歌山	859
福島	828	鳥取	820
茨木	879	島根	820
栃木	882	岡山	862
群馬	865	広島	899
埼玉	956	山口	857
千葉	953	徳島	824
東京	1,041	香川	848
神奈川	1,040	愛媛	821
新潟	859	高知	820
富山	877	福岡	870
石川	861	佐賀	820
福井	858	長崎	821
山梨	866	熊本	821
長野	877	大分	820
岐阜	880	宮崎	821
静岡	913	鹿児島	821
愛知	955	沖縄	820
三重	902	全国	930

この最低賃金額は地方最低賃金審議会の決定後、**10月1日労働分**から適用となる見込みです。

### ⑥低賃金額以上かどうかを確認する方法

- (1) 時間給制の場合  
 $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
- (2) 日給制の場合  
 $\text{日給} \div \text{1日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額}$
- (3) 月給制の場合  
 $\text{月給} \div \text{1箇月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額}$

この時期に今一度、社員、時給者等が最低賃金を上回っているか給与の確認をお願い致します。お困りごとがございましたら、ご相談下さい。